

## 電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約書【標準契約書】

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）とは、2022年9月1日に乙が公表した2022年度電源Ⅰ 厳気象対応調整力入札募集要綱（以下「募集要綱」という。）を承認のうえ甲が落札したことにより、甲が厳気象時等の需給ひっ迫時（乙以外の一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫時も含む。以下同じ。）の広域的な需給バランス調整等を実施するための調整力（以下「厳気象対応調整力」という。）を乙に提供することについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

### （厳気象対応調整力の提供）

第1条 甲は、乙が厳気象時等の需給ひっ迫時の広域的な需給バランス調整等を実施するため、別紙1の発電設備または負荷設備（以下「契約電源等」という。）を用いて、乙に対して厳気象対応調整力の提供を行うものとする。

なお、この場合の当該契約電源等は、2022年7月1日実施の乙の託送供給等約款（以下「約款」という。）に規定する（乙が約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款の該当条項による。以下同じ。）次の各設備に該当するものとして取り扱う。

（1）揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」という。）

約款附則4（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（3）に規定する「当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備」

（2）発電設備（揚水発電設備等を含む。）

約款15（契約および託送供給等の単位）（4）に規定する調整電源

（3）負荷設備

約款15（契約および託送供給等の単位）（5）に規定する調整負荷

2 本契約において、厳気象対応調整力の提供とは、次のものをいう。

（1）本契約第3条で定める受電地点において、本契約第5条に規定する厳気象対応調整力契約電力を、本契約第20条で定める提供時間を通じて、契約電源等により甲が乙の指令に従い発電出力の増加または負荷設備における電気の使用を抑制（以下「発電等」という。）可能な状態で維持（以下「待機」という。）すること。

（2）甲が乙の指令に従い契約電源等を厳気象対応調整力契約電力の範囲内で発電等を行うこと。

#### (発電計画値等の提出と調整力ベースラインの設定)

- 第2条 甲は、発電設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合、契約電源等ごとに当該契約電源等の発電バランスンググループの発電計画値（以下「BG最経済計画値」という。）を電力広域的運営推進機関を通じて乙に提出するものとする。
- 2 甲は、負荷設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合、契約電源等ごとにその需要場所における需要者の電気の使用の抑制がなかった場合に想定される電力使用量（以下「調整力ベースライン」という。）の設定方法について、あらかじめ乙と協議するものとする。
- 3 甲は、前項の調整力ベースラインについて、本契約第17条に定める調整電力量とともに、原則として乙の指令にもとづき発電等を行った月の翌月末日までに、乙が別途定める書式を用いて、乙へ提出するものとする。
- 4 甲は、乙が必要と認める場合、乙が必要とする発電計画値、発電可能電力、発電可能電力量およびその他の運用制約等を乙に直接提出するものとする。

#### (受電地点および送電上の責任分界点)

- 第3条 受電地点および送電上の責任分界点は、契約電源等に関し、乙との間で約款にもとづき締結している発電量調整供給契約または接続供給契約の定めに準ずるものとする。

#### (財産分界点および管理補修)

- 第4条 財産分界点は、契約電源等に関し、乙との間で約款にもとづき締結している発電量調整供給契約または接続供給契約の定めに準ずるものとし、管理補修は、約款および乙が公表する系統アクセス指針の定めに準ずるものとする。

#### (厳気象対応調整力契約電力、所在地、受電（供給）地点特定番号、負荷設備・発電設備区分、最大供出電力および電圧)

- 第5条 契約電源等の厳気象対応調整力契約電力、所在地、受電（供給）地点特定番号、負荷設備・発電設備区分、最大供出電力および電圧は、別紙1のとおりとする。

#### (設備要件)

- 第6条 甲は、契約電源等について、別紙2に記載の設備要件を満たすものとする。

#### (運用要件)

- 第7条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たすとともに、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

乙からの指令値は、原則、厳気象対応調整力契約電力と同値とする。ただし、同日内で容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の一部が活用されている場合の指令値は、原則として、以下の算式により算定された値を小数点以下第1位で四捨五入した値（以下「実効性テスト実施時指令値」という。）とする。

$$\text{厳気象対応調整力契約電力} \times \frac{\text{契約電源等のうち実効性テストとして活用されていない発電設備および負荷設備の最大供出電力の合計値}}{\text{契約電源等における最大供出電力の合計値}}$$

- (1) 本契約第20条で定める提供時間を通じて待機が可能であること。
- (2) 乙からの指令は、乙が厳気象対応調整力の提供を希望する時間帯の開始時刻に対して、別紙1に定める応答時間前までに行うものとし、甲は、当該開始時刻から3時間以上にわたり厳気象対応調整力契約電力の提供を行うことが可能であること。
- (3) 甲は、契約電源等に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧すること。
- (4) 甲は、契約電源等の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。
- (5) 甲は、本契約第20条で定める提供期間において、乙の承諾を得た場合を除き、厳気象対応調整力の提供を目的に発電等および待機する契約電源等の厳気象対応調整力契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の全部または一部を活用する場合はこの限りでない。

#### (計量)

- 第8条 契約電源等が発電設備の場合には、契約電源等から受電する電力量（以下「発電実績電力量」という。）は、原則として契約電源等ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、契約電源等が負荷設備の場合には、契約電源等から受電する電力量（発電実績電力量とあわせて「実績電力量」という。）は、原則として契約電源等ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、それぞれ30分単位で計量するものとする。ただし、契約電源等ごとに計量することができない場合の実績電力量は、別途甲乙の協議により定めるものとする。
- 2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙協議のうえ、別途電力量を決定するものとし、これを実績電力量として取り扱うものとする。
  - 3 乙は、調整力ベースラインの算定に必要な実績電力量を、原則として、甲が乙の

指令にもとづき発電等を行った月の翌月末日までに、甲に提出するものとする。

#### (計量器等の取付け)

第9条 廠気象対応調整力の提供に係る料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙が選定し、乙の所有として、乙が取り付けるものとする。ただし、約款66（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器等で代替可能な場合は、当該計量器等で代替するものとし、本契約にもとづき、あらためて計量器等を取り付けることはしないものとする。

2 乙は、前項に係る工事に要する費用の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。

3 法令等により、本契約にもとづき取り付けた計量器、その付属装置および区分装置を取り替える場合は、甲は実費を乙に支払うものとする。

#### (通信設備等の施設)

第10条 契約電源等に対する乙の指令の受信および契約電源等の現在出力等の乙への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等は、次のとおり施設するものとする。

##### (1) 専用線オンラインによる場合

###### イ 発電所等構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、甲の所有として、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

###### ロ 発電所等から最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等

乙が選定し、乙の所有として、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

###### ハ 前2号以外の通信線等

乙が選定し、乙の所有として、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。

##### (2) 簡易指令システムによる場合

###### イ 甲の簡易指令システム用受信装置

甲が選定し、甲の所有として、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

ロ 簡易指令システムから甲の簡易指令システム用受信装置までの間の通信回線等乙が指定する通信回線および認証・暗号化等について、甲の負担で契約を行うものとする。

### (料金)

- 第11条 乙は、厳気象対応調整力の提供に係る料金として、本契約第12条で定める月間料金および本契約第15条で定める上げ調整電力量料金を甲に支払うものとする。
- 2 甲は、本契約第14条で定める停電割戻料金または本契約第15条で定める下げ調整電力量料金が発生した場合、それらの料金を乙に支払うものとする。
- 3 前二項に係る料金の算定期間（以下「料金算定期間」という。）は、毎月1日から当該月末日までとする。

### (月間料金)

- 第12条 各料金算定期間の月間料金は、契約電源等ごとに、別紙3に定める金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

### (月間料金の日割計算)

- 第13条 本契約が月の途中で終了した場合、その月の契約電源等ごとの月間料金は、次の算式によりそれぞれ日割計算するものとする。

$$\text{月間料金} \times \frac{\text{当該月の1日から契約終了日の前日までの日数}}{\text{料金算定期間の日数}}$$

### (停電割戻料金)

- 第14条 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらない甲の電力設備の事故や点検等の事由により、乙の指令に従い厳気象対応調整力の全部または一部を乙に提供できない場合（以下「停電」という。）、料金算定期間中に停電した30分ごとの時間帯（本条において、以下「停電コマ」という。）に応じて停電割戻料金を乙に支払うものとする。ただし、甲が、乙が別途定める要件を満たす代替電源等を用いて厳気象対応調整力を提供した場合、または停電を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、甲乙協議のうえ停電割戻料金の対象としないことができるものとする。
- 2 各停電コマにおける停電による調整電力量の未達割合（以下、「未達割合（％）」という。）は次の算式によって算定するものとする。ただし、未達割合（％）算定上の「停電コマにおける調整電力量の実績」は、指令値を上限とし、調整電力量が負の値となる場合の「停電コマにおける調整電力量の実績」は0とする。なお、未達割合（％）は、小数点以下第1位を四捨五入するものとする。

$$\text{未達割合 (\%)} = \frac{\text{指令値 [厳気象対応調整力契約電力} \div 2] - \text{停電コマにおける調整電力量の実績}}{\text{指令値 [厳気象対応調整力契約電力} \div 2]} \times 100$$

- 3 容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の一部が活用されている場合、前項の未達割合 (%) 算定上の指令値は、「実効性テスト実施時指令値」とする。
- 4 停電により発生する各契約電源等の割戻対象コマ (以下「停電割戻対象コマ」という。) は、停電コマに、当該停電コマの未達割合を乗じた値を料金算定期間におたり合計した値とする。
- 5 契約電源等ごとの停電割戻料金は、料金算定期間ごとに次の算式により算定するものとする。

$$\text{停電割戻料金} = \frac{\text{別紙 3 に定める提供期間料金 (以下「提供期間料金」という。)} \times \text{停電割戻対象コマ}}{12 \text{ 回} \times 3 \text{ 時間} \times 2} \times 1.5$$

- 6 停電割戻料金の合計額は、提供期間料金を上限とするものとする。

#### (上げ調整電力量料金および下げ調整電力量料金)

第 15 条 上げ調整電力量料金および下げ調整電力量料金は、それぞれ次の金額とする。

##### (1) 上げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、本契約第 17 条にもとづく上げ調整電力量に、本契約第 16 条にもとづく上げ調整電力量料金に係る単価を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

##### (2) 下げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、本契約第 17 条にもとづく下げ調整電力量に、その 30 分の約款 24 (発電量調整受電計画差対応電力) に規定する発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価に 1 / (1 + 消費税等率 [消費税率および地方消費税等を合計した値とする。]) を乗じて得た値を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

#### (上げ調整電力量料金に係る単価)

第 16 条 前条の上げ調整電力量料金の算定に用いる単価 (1 キロワット時あたり銭単位で設定) については、契約電源等ごとに、甲が設定するものとする。なお、当該単価には収入割相当額を含めないものとする。

- 2 前項の単価は、甲が応札時に提示した上限電力量単価を上限として、需給調整市場システム（以下「システム」という。）に登録した金額とし、甲は、毎週火曜日14時までに1週間分（当該週の土曜日から翌週金曜日まで）の単価をシステムへ登録するものとする。

なお、甲が当該期限までに単価の登録を行わない場合は、提供期間以前に、甲があらかじめシステムに登録した単価（以下「初期登録単価」という。初期登録単価に変更が生じた場合はシステムに再登録するものとする。）を適用するものとする。
- 3 甲は、前項にもとづき単価登録した後、30分ごとの時間帯のそれぞれの始期の6時間前までの間、単価の変更（甲が応札時に提示した上限電力量単価を上限とする。）を行うことができるものとする。
- 4 前二項に定める単価の登録および変更に関し、甲が応札時に提示した上限電力量単価を上回る単価を登録した場合、前条の上げ調整電力量料金の算定に用いる単価は上限電力量単価とする。
- 5 甲が、第2項および第3項にもとづき、単価の登録および変更を行なうに際し、システムを利用するために必要となる機材および通信設備等は、甲の責任と負担において準備するものとする。
- 6 甲は、需給調整市場運営者が定める操作方法に従いシステムを操作し、当該システムを通じて行われた処理について、一切の責任を負うものとする。

#### （調整電力量）

第17条 調整電力量は、契約電源等ごとに、次のとおり算定するものとする。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の一部が活用されている場合、当該活用されている発電設備および負荷設備については、調整電力量の算定対象から除外するものとする。

- (1) 発電設備の場合、30分ごとの実績電力量からゲートクローズ時点における30分ごとのBG最経済計画値を減じた値とする。
- (2) 負荷設備の場合、ゲートクローズ時点における30分ごとの調整力ベースラインから30分ごとの実績電力量に $1 / (1 - \text{損失率} [\text{約款} 33 \{ \text{損失率} \} ]$ に規定する値とする。)を乗じた値を減じた値とする。
- (3) 1需要場所において、発電設備の出力増加等により、当該需要場所の需要抑制に加えて乙の系統へ逆潮流させる場合、前二号により算定した値を合計した値とする。
- (4) 本項第1号および第2号において、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行うときは、甲乙別途協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行うものとする。

- 2 前項の調整電力量は、次のとおり算定するものとする。
  - (1) 上げ調整電力量  
調整電力量が正の場合の電力量
  - (2) 下げ調整電力量  
調整電力量が負の場合の電力量
- 3 乙は、前項により算定された調整電力量を料金算定期間において合計した値について、料金算定期間の翌々月10日までに、甲に通知するものとする。

#### (料金の支払い)

第18条 乙は、本契約第11条にもとづく各料金について、原則として、以下の期日までに、甲に通知し、乙が各料金の通知のために、本契約第28条第2項に定める区分(以下、「請求書発行区分」という。)ごとに発行する仕入明細書、適格請求書および仕入明細書(対価の返還)を「適格請求書等保存方式」における適格請求書等とする。なお、乙が発行する適格請求書等で、請求書発行区分が第28条第2項(1)および(3)に該当する場合、乙による通知日の翌日から起算して5日以内に甲から記載内容の誤り等に関する連絡がない場合、当該適格請求書等の記載内容に同意したものとみなす。

- (1) 月間料金  
料金算定期間の翌月15日
- (2) 停電割戻料金、上げ調整電力量料金および下げ調整電力量料金  
料金算定期間の翌々月15日
- 2 甲は、本契約第12条にもとづく月間料金に、消費税等相当額および収入割相当額を加算した金額を、前項にもとづく通知日の翌日から起算して6日以内に請求書により乙に請求するものとし、乙は同月末日(ただし、当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日)までに甲に支払うものとする。ただし、甲の請求書による請求が前項にもとづく通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数分支払期限日も延長されるものとする。なお、当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日を延長後の支払期限日とする。
- 3 甲は、本契約第15条にもとづく上げ調整電力量料金に、消費税等相当額および収入割相当額を加算した金額を、第1項にもとづく通知日の翌日から起算して6日以内に請求書により乙に請求するものとし、乙は同月末日(ただし、当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日)までに甲に支払うものとする。ただし、甲の請求書による請求が第1項にもとづく通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数分支払期限日も延長されるものとする。なお、当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日



を延長後の支払期限日とする。

- 4 乙は、本契約第14条にもとづく停電割戻料金および第15条にもとづく下げ調整電力量料金に、消費税等相当額および事業税相当額を加算した金額を、第1項にもとづく通知日の翌日から起算して6日以内に請求書により甲に請求するものとし、甲は同月末日（ただし、当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに乙に支払うものとする。ただし、乙の請求書による請求が第1項にもとづく通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数分支払期限日も延長されるものとする。なお、当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日を延長後の支払期限日とする。
- 5 甲または乙は、前三項の支払いを支払期限日までに行わなかった場合、支払期限日の翌日以降支払いの日まで、当該不払額（消費税等相当額、事業税相当額および収入割相当額は含まない。）に対して、年10パーセント（閏年についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方に支払うものとする。
- 6 甲および乙は、本契約第14条にもとづく停電割戻料金または第15条にもとづく下げ調整電力量料金が生じた場合、第3項にもとづく乙から甲に対する請求額と、同月における第1項および第2項にもとづく甲から乙に対する請求額とを差し引きのうえ授受することができるものとし、その場合の料金の請求および支払いは前各項に準ずるものとする。
- 7 本契約第12条ないし第15条で算定した各料金が不相当と認められる場合、乙は速やかに各料金の再算定および甲への通知を行うものとし、再算定後の各料金と既精算額との差額に関する適格請求書等の発行は、該当する料金算定期間の請求書発行区分単位で行うものとする。なお、当該差額の通知日の翌日から起算して5日以内に甲から記載内容の誤り等に関する連絡がない場合、当該適格請求書等の記載内容に同意したものとみなす。

#### **<本契約の契約電源等が電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約の契約電源等と重複しない場合は削除（条文番号修正要）>**

（①：電源Ⅱ周波数調整力契約の契約電源等と重複する場合の特則）

第19条 別紙1の契約電源等が、別途甲乙間で締結する電源Ⅱ周波数調整力契約の契約電源等と重複する場合は、次のとおり取り扱うものとする。

- （1）本契約第8条の定めにかかわらず、当該契約電源等から受電する電力量の計量は、電源Ⅱ周波数調整力契約第9条で定める方法により、当該契約に係る計量とあわせて行うものとする。
- （2）本契約第14条ないし前条の定めにかかわらず、乙の指令に従い前項の契約電源等の発電等を行ったことによる厳気象対応調整力料金は、電源Ⅱ周波数調整力契約にもとづく調整力料金と同一の方法により算定し、当該契約にもとづく調整

力料金とあわせて請求および支払いを行うものとする。

**(②：電源Ⅱ需給バランス調整力契約の契約電源等と重複する場合の特則)**

第19条 別紙1の契約電源等が、別途甲乙間で締結する電源Ⅱ需給バランス調整力契約の契約電源等と重複する場合は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 本契約第8条の定めにかかわらず、当該契約電源等から受電する電力量の計量は、電源Ⅱ需給バランス調整力契約第9条で定める方法により、当該契約に係る計量とあわせて行うものとする。

(2) 本契約第14条ないし前条の定めにかかわらず、乙の指令に従い前項の契約電源等の発電等を行ったことによる厳気象対応調整力料金は、電源Ⅱ需給バランス調整力契約にもとづく需給バランス調整力料金と同一の方法により算定し、当該契約にもとづく需給バランス調整力料金とあわせて請求および支払いを行うものとする。

**(厳気象対応調整力の提供期間、提供時間および契約の有効期間)**

第20条 本契約にもとづく甲から乙への厳気象対応調整力の提供期間は、2023年7月1日から2023年9月30日までおよび2023年12月1日から2024年2月29日までとし、提供時間は、提供期間中のうち土曜日、日曜日、7月17日、8月11日、9月18日、12月29日、1月1日、1月2日、1月3日、1月8日、2月12日、2月23日を除き各日午前9時から午後8時までとする。

2 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

**(合意による解約)**

第21条 甲または乙は、やむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議のうえ合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

**(契約の解除)**

第22条 甲および乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しない場合、相手方に対して、書面をもってその履行を催告し、その後30日を経過しても相手方が当該義務を履行しなかったときには、本契約を解除することができるものとする。

2 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方に対し書面により通知して、本契約をただちに解除することができるものとする。

(1) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥った場合、または手形交換所から警告もしくは不渡処分を受けた場合

- (2) 破産手続, 民事再生手続, 会社更生手続, 特別清算もしくはその他の倒産関連法令にもとづく手続 (以下総称して「倒産手続」という。) 開始の申立てを受け, または自ら倒産手続の申立てをし, もしくは解散の決議を行った場合
- (3) 本契約における重大な義務違反があった場合
- 3 乙は, 甲が故意または重過失により厳気象対応調整力の全部または一部の提供を停止した場合, または契約電源等の設備の滅失等により厳気象対応調整力の提供が将来にわたって不可能となった場合は, 本契約をただちに解除することができるものとする。
- 4 本契約にもとづく甲の厳気象対応調整力の提供に必要となる, 電気事業法および関連法令に定める届出等の事業開始手続きが提供期間の始期までに完了しないことが明らかとなった場合, 乙は, 本契約をただちに解除することができるものとする。

#### (解約または解除に伴う補償)

第23条 本契約の解約または解除により, その責めに帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は, その責めに帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

#### (契約の承継)

第24条 甲は, 第三者と合併し, またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは, あらかじめ乙に書面によりその旨を通知し, 乙の承認を受けたうえで, 本契約をその承継者に承継させるものとする。

#### (反社会的勢力の排除)

第25条 乙は, 甲が反社会的勢力 (暴力団, 暴力団員, 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者, 暴力団準構成員, 暴力団関係企業, 総会屋等, 社会運動等標ぼうゴロ, 特殊知能暴力集団, その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。) に該当し, または反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合は, ただちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り, または第三者に損害を加える等, 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し, または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
- (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が, 反社会的勢力と社会

的に非難されるべき関係を有しているとき

- 2 乙は、甲が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに定める行為をした場合は、ただちに本契約を解除することができるものとする。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲は、自己が将来にわたり前二項に該当しないことを表明・確約する。
- 4 甲は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を乙に報告し、乙の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
- 5 甲が前項の規定に違反した場合は、乙は、ただちに本契約を解除することができるものとする。
- 6 乙が本条第1項、第2項または前項の規定により本契約を解除した場合、甲は、解除により乙に生ずる損害を賠償するものとする。なお、この場合、甲は、解除により自己に生ずる損害の賠償を乙に請求することができないものとする。

#### (損害賠償)

第26条 甲または乙は、自己の責めに帰すべき事由により、相手方または第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償するものとする。

#### (事業税相当額および収入割相当額)

第27条 本契約において事業税相当額とは、地方税法および特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税に相当する金額をいい、収入割相当額とは、事業税相当額のうち収入割に相当する金額をいう。

- 2 甲の事業税に収入割を含む場合、甲の乙に対する月間料金および上げ調整電力量料金の請求時に収入割相当額をそれぞれ加算する。ただし、甲の事業税に収入割を含む場合で、かつ、乙の事業税の課税標準とすべき収入金額の算定にあたり、地方税法の規定により乙の収入とすべき金額の総額から乙が甲に料金として支払うべき金額に相当する金額が控除される場合に限り加算するものとする。

なお、乙の甲に対する下げ調整電力量料金および停電割戻料金の請求時には、事業税相当額をそれぞれ加算する。

#### (消費税等相当額)

第28条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

2 消費税等相当額の計算にあたっては、本契約第12条、第14条および第15条により算定した料金に前条第2項に定める収入割相当額または事業税相当額を加算し、以下の請求書発行区分ごとに算定した金額を課税標準とする。

(1) 乙が甲に支払う料金(仕入明細書)

ア 月間料金

イ 上げ調整電力量料金

(2) 甲が乙に支払う料金(適格請求書)

下げ調整電力量料金

(3) 甲が乙に支払う料金(仕入明細書(対価の返還))

停電割戻料金

#### (単位および端数処理)

第29条 本契約において、料金の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、前二条で定める事業税相当額、収入割相当額および消費税等相当額を加算して授受する場合は、事業税相当額、収入割相当額および消費税相当額が課される金額、収入割相当額、事業税相当額ならびに消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

#### (運用細目)

第30条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で定めるものとする。

#### (合意管轄および準拠法)

第31条 本契約に関する訴訟については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

#### (秘密保持義務)

第32条 甲および乙は、本契約の内容ならびに本契約の締結および履行に際して知り得た相手方の情報について、本契約の有効期間中はもとより、有効期間満了または解除等による終了後においても、第三者に対して開示してはならないものとする。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合または電気事業法および関係法令にもとづく監督官庁等の要請に対して当該監督官庁等に提示する場合、第50回制

度設計専門会合（電力・ガス取引監視等委員会）における情報公表に関する整理事項にもとづく必要な措置として、乙のウェブサイトにて公開する場合、または厳気象対応調整力の広域的運用に伴い他の一般送配電事業者に提示する場合は、この限りでない。

2 前項の相手方の情報には、次の各号のいずれかに該当するものは、含まれないものとする。

- (1) 本契約の締結前から既に自ら保有していたもの
- (2) 本契約の締結後に自らの責めによらず公知となったもの
- (3) 正当な権限を有する第三者より秘密保持の義務なく入手したもの
- (4) 相手方の情報を使用もしくは参照することなく独自に開発したもの

#### （協議事項）

第33条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申合書等（以下「申合書等」という。）によるものとする。

2 本契約および申合書等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

□□□□年□□月□□日

甲 ○○県○○市○○町○○番  
○○株式会社  
取締役社長 ○○ ○○

乙 愛知県名古屋市東区東新町1番地  
中部電力パワーグリッド株式会社  
代表取締役 清水 隆一  
社長執行役員

# 別紙 1. 契約電源等一覧表

契約電源等名称	廠気象対応 調整力 契約電力 (kW)	所在地	負荷設備・ 発電設備区分	受電地点特定番号 供給地点特定番号	最大供出 電力 (kW)	電圧 (kV)	応答 時間 (分)
中部DR (株) 1群	2,000	静岡県静岡市〇〇〇〇	負荷設備		500	70	180
			発電設備		300		
		岐阜県岐阜市〇〇〇〇	負荷設備		1,000	30	
		愛知県豊川市〇〇〇〇	負荷設備		500	6	
中部DR (株) 2群	1,000	長野県長野市〇〇〇〇	負荷設備		200	6	180
			発電設備		200		
		三重県津市〇〇〇〇	発電設備		300	6	
		愛知県岡崎市〇〇〇〇	発電設備		400	6	

## 契約電源等の設備要件

電源 I 〔 廠気象対応調整力契約書第 6 条に定める設備要件については、以下のとおりとする。

### 『指令の信号送受信機能』

#### 1 専用線オンラインによる指令の場合

・需給バランス調整に必要な以下の信号等を送受信する機能を具備するものとする。

##### (1) 受信信号

- ・調整実施 ※調整実施指令信号
  - ※乙からの発電等指令（接点信号）を受信するものとする。
  - ※乙から復帰指令の信号の送信は行わないものとする。

##### (2) 送信信号

- ・調整実施了解 ※調整実施了解信号
  - ※乙からの受信信号に対する打ち返し信号を送信するものとする。

・当該機能については電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン※」への準拠が必要となります。加えて、乙の電力制御システムに接続することになるため、乙が定めるセキュリティ要件に従うものとする。

※改訂の際には最新版を参照し、速やかに最新版に準拠していただく。

#### 2 簡易指令システムによる場合

・需給バランス調整に必要な以下の信号等を送受信する機能を具備するものとする。

##### (1) 受信信号（調整実施）

- ア 調整実施指令信号
  - 乙からの発電等出力の増加指令の受信
- イ 調整実施指令変更信号
  - 乙からの発電等出力の増加指令の変更の受信
- ウ 調整実施取消信号
  - 乙からの発電等出力の増加指令の取消の受信

##### (2) 送信信号（調整実施可否）

- ・調整実施可否信号
  - 乙からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知

・当該機能については電力システムのセキュリティ設計に準拠、連携した対策が必要となるため、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構[IPA]が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン※」のセキュリティ要件に準拠した対策を行うものとする。



- ・通信仕様については、OpenADR 2.0b に準拠するものとする。
- ・OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile※およびデマンドレスポンス・インタフェース仕様書※を参照するものとする。  
※改訂の際には最新版を参照し、速やかに最新版に準拠していただく。
- ・電力系統への影響軽減の観点から、同一の伝送媒体および送受信装置に接続する設備（または需要家）から供出される電力の合計が100万キロワット以下になるように（複数の伝送媒体および送受信装置に分割する等）するものとする。

以 上

### 別紙3. 月間料金等一覧表

事業者名	厳気象対応 調整力契約電力 (kW)	提供期間料金 (円)	月間料金 (7, 8, 9, 12, 1月) (円)	月間料金 (2月) (円)	その他
中部DR (株) 1群	2,000	1,000,000	166,666	166,670	
中部DR (株) 2群	1,000	500,000	83,333	83,335	